

## 岐阜県ファンクラブおもてなし事業に係る参加登録基準

(目的)

第1条 この基準は、岐阜県ファンクラブおもてなし事業（以下「おもてなし事業」という。）に参加を希望する企業・施設・店舗及び岐阜県ファンクラブおもてなし事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に規定するほとと岐阜おもてなし施設（以下「おもてなし施設」という。）の参加基準に関して必要な事項を定め、もっておもてなし事業の円滑な運営等を図ることを目的とする。

(参加基準)

第2条 要綱第5条の規定を満たす施設及び店舗等であっても、次の各号の規定のいずれかに該当する場合は、県はおもてなし施設としての参加登録を行ってはならない。また、参加登録後に次の各号に規定するいずれかに該当することが明らかになった場合は、速やかにこれを取り消さなければならない。

- (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (2) 特定の者及び団体を対象とするもの
- (3) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (5) 公序良俗に反するもの及びその恐れのあるもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び次のアからキまでのいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
  - ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
  - エ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用して  
いる個人又は法人等

オ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を  
供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関  
与している個人又は法人等

カ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべ  
き関係を有している個人又は法人等

キ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与してい  
る者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約  
等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第14  
7号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの

(9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する  
法律(平成15年法律第83号)第2条に規定するインターネット異性紹介事業  
に該当するもの

(10) 調査会社、探偵事務所等に関するもの

(11) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖  
販売取引、同法第51条に規定する業務提供誘引販売取引、その他これに類する取  
引に関するもの

(12) 法令等に定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商  
品を販売するもの

(13) 営業停止その他の不利益処分を受けているもの

(14) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者

(15) 子どもの健全な育成を阻害する恐れのあるもの

(16) 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの

(17) 前各号に掲げるもののほか、県が適当でないと認めるもの

(雑則)

第3条 この基準に定めるもののほか、施設等の参加基準に関し必要な事項は  
県が定める。

附 則

1 この基準は、平成30年2月1日から適用する。